

資料 1

奈良県中央卸売市場再整備推進事業 (市場エリア整備事業)

要求水準書

令和 7 年 7 月 1 日

奈良県

【令和 7 年 8 月 1 日修正】

出すること。工程表の内容は、（イ）に示す内容を含めて作成すること。
また、設計業務以外の個別業務の工程や別途事業に関する工程と調整を行い、設計業務に関する工程に反映させること。

（イ）設計業務工程

- a. 基本設計工程
- b. 実施設計工程
- c. 市場関係者協議期間
- d. 県との計画協議及び計画確認期間
- e. 確認申請等各種申請手続き及びその調整の工程
- f. 透視図、模型、VR等の提出時期
- g. その他設計の工程に必要な事項 等

カ．設計

（ア）共通事項

a. 設計条件の確認

設計業務者は、設計に先立ち、現地調査、事業敷地に関する既存資料の確認及び制約条件等の必要な条件等の調査を行うこと。なお、設計業務途中においても、必要に応じて行うこと。また、調査等により、設定した条件を変更する必要がある場合は、県と協議すること。

b. 許認可等における関係機関協議

設計業務者は、法令及び条例上の制約条件等について、設計内容に即した詳細な調査を行い、県に報告すること。

c. 設計進捗状況の確認

設計業務者は、毎月の設計業務の進捗状況を月末締めとし、翌月5日を目処に設計進捗状況が確認できる資料（図面、出来高表など）を県に提出し、その確認を受けること。

d. 県との打合せ

設計業務者は、県との打合せにあたり、原則、事前に打合せ書類を県へ提出すること。

e. 説明資料等の作成

設計業務者は、県が行う市場関係者等への説明等に必要な資料を、県の依頼に応じて作成すること。

f. 照査技術者における照査業務

照査技術者は、設計業務の各段階において、要求水準書、技術提案、事業費内訳書及び関係法令等と照合し、成果物等が技術的に適正かつ正確に作成されているか確認すること。

g. 完成確認

基本設計及び実施設計完成時には、事前に照査技術者の確認を受けた上で、県の完成確認を得ること。なお、照査技術者が確認した内容についても、県は確認を行うものとする。なお、完成確認の手

法及び時期については県との協議により決定することとし、施工業務の順序等に合わせて、棟毎や施工範囲毎の部分的な完成確認の実施も想定している。

h. 設計変更

設計業務者は、設計条件等の変化により設計変更がある場合は、県と協議の上、変更に伴う資料等を作成すること。

i. 使用材料等

(a) 設計において、使用材、材料の色、柄及び表面形状等の詳細に係る内容については、見本等を提出し、県と協議を行うこと。

(b) 受注者は、有効と考える特殊な工法、材料及び製品などを採用しようとする場合は、あらかじめ県と協議を行うこと。

(イ) 基本設計

a. 基本設計の考え方

(a) 基本設計は、要求水準書及び技術提案等に基づいて、建築、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、外構その他及び土木の技術的検討を行い、建築物の空間構成を具体化した内容とすること。また、建築物の全体像を概略的に示す程度とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるだけの、主要な技術的検討が十分に行われたものとする。

(b) 基本設計時において、全体計画、施設規模、平面計画、施設利用方法、施設使用料（案）及び工事中における影響範囲等について、市場関係者等と合意形成する必要があることを前提に進めること。市場関係者等への説明方法及び時期等については、県との協議によるものとするが、具体的に分かりやすい説明方法等の提案を行うこと。

(c) 基本設計完成前に、施設の配置及び各階平面における諸室の配置について県と協議すること。なお、当該協議を行うために、県との事前打合せを設計業務と並行して行うこと。

b. 各種資料の作成

(a) 設計成果物については「別添資料1 6 成果品リスト」によること。

(b) 基本設計図書は、「建築」、「構造」、「電気設備」、「機械設備」、「昇降機設備」、「外構その他」及び「土木」に区分し、それぞれ県に提出し、その確認を受けること。

(c) 施設使用料（案）算出の基礎となる概算事業費については、「別添資料1 5 施設使用料算出用概算事業費表」の項目を満たすもの（積算根拠資料を含めて）を作成すること。概算事業費の作成は、基本設計着手時及び基本設計完成前の2回とする。基本設計完成までに、県が施設使用料（案）を作成できるよう設計工程を検討すること。なお、県の施設使用料（案）の

第4章 公共施設に関する要求水準

		物部位、面積、箇所数等の撤去処分を見込むこと。 ●アスベストレベル3は、レベル3石綿含有整形板として、天井材（石膏ボード＋ロックウール吸音板）$t = 21\text{mm}$、$25,300\text{m}^2$分の、みなし撤去処分を見込むこと。 ＊「別添資料28 アスベスト等調査報告書」は外壁等吹付仕上げ塗材のみを調査対象としており、それ以外の建材は未調査のため。
	P C Bを含む機器類の処理	●県は、令和6年度にP C B含有調査を実施している。調査済み機器についてはの結果は、入札説明書等の公表時に示す。「別添資料29 P C B調査報告表」のとおりである。 ●P C B含有が疑われる機器類が見つかった場合は、県に報告の上、P C B含有調査を実施すること。調査後、P C B含有量が基準値以上と判明した機器類は、敷地内保管とする。（保管場所は県との協議による）

別添資料

1. 本事業用地範囲説明図、計画対象案内図
2. イメージ図
3. 現況図、既存施設の概要
4. 地盤条件資料（ボーリング調査資料）
5. 北側用地文化財トレンチ調査結果
6. 土壌汚染調査結果の概要
7. 鉄塔、高圧線説明図
8. ローリング計画図・工事中の動線計画図
9. 交通計画調査報告書
10. 水産物部冷蔵庫早期着工における解体範囲等
11. 北側用地暫定整備工事概要
12. 関係者協議概要
13. 要求水準確認計画書
14. 技術提案履行確認計画書
15. 施設使用料算出用概算事業費表
16. 成果品リスト
17. 工事施工区分表（建築、設備）
18. 諸室の要求水準
19. 関係者の業務責任区分
20. 備品リスト
21. 既存施設利用状況
22. 水路改修工事概要
23. B C P（奈良県中央卸売市場業務継続計画（大規模災害編））
24. インフラ整備計画（給排水、ガス、電気）
25. 空調制御ゾーニングイメージ
26. 外構範囲資料
27. 水路改修工事設計図
28. アスベスト等調査報告書
29. P C B 調査報告表

参考資料

1. 物流動線イメージ図
2. 図面リスト（既存施設）
3. 現況測量図
4. 給水整備状況〈参考図〉
5. 汚水排水整備状況〈参考図〉
6. ガス整備状況〈参考図〉
7. 道路計画説明図

2-③

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
1	管理棟	3F 化学室	衛生検査所機能内	GC本体 ガスクロマト グラフ	島津GC-2014 一式	—	有	—	—	1	0.4	0.6	0.9	—	—	○※1
2	//	//	//	GC用PC	—	—	有	—	—	1	0.56	0.35	0.35	—	—	○※1
3	//	//	//	GC用コンプレッサ	—	—	有	—	—	1	0.45	0.45	0.65	—	—	○※1
4	//	//	//	GC用チツ素ポンペ	2000L・N2	—	—	—	—	1	0.18	0.18	0.9	—	—	○※1
5	//	//	//	HPLC一式 高速液体 クロマトグラフ	日立Lachrom Elite 一式	—	有	—	—	1	0.35	0.43	0.48	—	—	○※1
6	//	//	//	椅子	—	—	—	—	—	9 7	0.6	0.6	0.9	—	—	○
7	//	//	//	椅子	丸椅子	—	—	—	—	2	0.5	0.5	0.5	—	—	○
8	//	//	//	横断幕	H29作成（大）	—	—	—	—	1	0.25	0.25	1	—	—	○
9	//	//	//	ガスストーブ	ファンヒーター 43-744型	—	—	—	—	1	0.58	0.2	0.45	—	—	○
10	//	//	//	ガスボンベ (SO2用チツ素)	1.5m3	—	—	—	—	1	0.14	0.14	0.92	—	—	○
11	//	//	//	架台	白い台	—	—	—	—	1	0.48	0.44	0.83	—	—	○
12	//	//	//	架台	超音波横台	—	—	—	—	1	1.2	0.6	0.6	—	—	○
13	//	//	//	架台	ピペットケース台	—	—	—	—	1	1.2	0.56	0.73	—	—	○
14	-#-	-#-	-#-	組立スチール棚-(灰)	—	元孵卵器台	—	—	—	1	0.63	0.56	0.7	—	—	⊖
15 14	//	//	//	ワゴン	大型メスシリンダー掛け	器具乾燥棚・空瓶置き	—	—	—	1	0.6	0.35	0.8	—	—	○
16 15	//	//	//	棚	中小型メスシリンダー掛け	器具乾燥棚(ブラ製)	—	—	—	1	0.78	0.54	1.5	—	—	○
17 16	//	//	//	乾燥器 衣類乾燥機	サンヨー	CD-T3	有	—	—	1	0.65	0.4	0.68	—	—	○
18 17	//	//	//	乾燥器 器具乾燥機 80℃	アドバンテック東洋(株)	DRU600T	有	—	—	1	0.7	0.73	1.61	—	—	○
19	-#-	-#-	-#-	ターラーBOX	—	—	—	—	—	1	0.75	0.38	0.4	—	—	⊖
20 18	//	//	//	組立スチール棚	オートクレープの後ろ	—	—	—	—	1	1.2	0.55	1.8	—	—	○
21 19	//	//	//	組立スチール棚 (超音波洗浄機横)	超音波洗浄機の右横	—	—	—	—	1	1.8	0.65	1.8	—	—	○
22 20	//	//	//	ケース パンラック	GCカラム収納棚	—	—	—	—	1	0.6	0.35	0.8	—	—	○
23 21	//	//	//	高圧滅菌器	平山製作所製	HA-300MⅡ	20A	—	—	1	0.44	0.52	1.1	—	—	○※1
24 22	//	//	//	高圧滅菌器	トミー	ES-215	20A	—	—	1	0.41	0.48	0.93	—	—	○※1
25 23	//	//	//	ゴミ箱	—	—	—	—	—	3	0.37	0.37	0.6	—	—	○
26 24	//	//	//	純水製造装置	アドバンテック東洋(株)	RFD240NC	有	有	—	1	0.6	0.66	1.4	—	—	○※1
27 25	//	//	//	純水製造装置	ヤマト・オートスチル	WS-33	有	有	—	1	0.5	0.65	1	—	—	○※1
28 26	//	//	//	洗濯機	パナソニック	NAF50B11	有	有	—	1	0.52	0.54	0.84	—	—	○

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
29 27	〃	〃	〃	超音波洗浄装置 (器具用)	シャープ	UC-6200	有	有	—	1	0.74	0.65	0.78	—	—	○※1
30 28	〃	〃	〃	電気掃除機	パナソニック	—	有	—	—	1	0.27	0.3	1.2	—	—	○
31 29	〃	〃	〃	電子レンジ	東芝	ER-547DL	有	—	—	1	0.55	0.45	0.35	—	—	○
32 30	〃	〃	〃	ピペット自動洗浄器	シャープ	UT-55	有	有	—	2	0.45	0.43	0.85	—	—	○※1
33 31	〃	〃	〃	ピペット自動洗浄器 (超音波なし)	(超音波なし)	—	—	有	—	1	0.3	0.25	0.73	—	—	○※1
34	＃	＃	＃	ふうん器	ヤマト	IC-42	有	—	—	1	0.58	0.56	0.77	—	—	○※1
35 32	〃	〃	〃	分光光度計	島津	UV-160A	有	—	—	1	0.63	0.5	0.47	—	—	○※1
36 33	〃	〃	〃	ボール盤	—	—	有	—	—	1	0.3	0.5	0.73	—	—	○※1
37 34	〃	〃	〃	棚 木製器具立て	—	—	—	—	—	2	0.7	0.17	0.66	—	—	○
38 35	〃	〃	〃	冷凍庫 バイオフィリー ザー	日本フリーザー	GS-5210 HC	有	—	—	1	0.75	0.75	1.73	—	—	○※1
39 36	〃	〃	〃	ワゴン	—	—	—	—	—	1	0.74	0.48	0.85	—	—	○
40 37	〃	〃	〃	ワゴン	—	—	—	—	—	1	0.44	0.6	0.75	—	—	○
41 38	〃	〃	〃	ワゴン	—	—	—	—	—	1	0.62	0.4	0.9	—	—	○
42 39	〃	〃	〃	ワゴン	黄色プラ製ワゴン	—	—	—	—	1	0.3	0.52	0.66	—	—	○
43 40	〃	〃	〃	ワゴン	台車	—	—	—	—	1	0.47	0.72	0.2	—	—	○
44	＃	＃	＃	ミキサー 振とう機	—	—	—	—	—	1	0.46	0.45	0.44	—	—	○※1
45 41	〃	〃	〃	架台 純水製造装置台	—	—	—	—	—	1	0.64	0.55	0.64	—	—	○※1
42	〃	〃	—	中央実験台	・DALTON 天板: グラリースーS 厚さ45mm ガス栓2口 卓上コンセント 2口コンセント1カ所	GU型	有	—	有	1	3	1.5	0.85	—	○※2	—
43	〃	〃	—	中央実験台	・DALTON 天板: グラリースーS 厚さ45mm	UT-D型	—	—	—	2	1.8	0.75	0.85	—	○※2	—
44	〃	〃	—	棚(中央実験台上)	ガラス戸なし	—	—	—	—	2	1.8	0.3	0.95	—	○※2	—
45	〃	〃	—	流し台(中央実験台横)	・DALTON 2方口化学水栓	SUS-304	—	有	—	1	0.6	0.75	1.2	—	○※2	—
46	〃	〃	—	流し台(中央実験台横)	・DALTON 3方口化学水栓	SUS-304	—	有	—	1	0.6	0.75	1.2	—	○※2	—
47	〃	〃	—	流し台	・DALTON 3方口化学水栓 シングルレバー混合栓併設	ユニット流し台B型 シンク SUS-304	—	有	—	1	1.8	0.75	1.4	—	○※2	—
48	〃	〃	—	流し台	3方口化学水栓	—	—	有	—	1	1.5	0.75	1.4	—	○※2	—
49	〃	〃	—	サイド実験台	・DALTON 天板: グラリースーS 厚さ45mm ガス栓2口 卓上コンセント 2口コンセント1カ所	WT-L2型	有	—	有	1	2.4	0.75	0.85	—	○※2	—

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
50	〃	〃	—	コーナーユニット	・DALTON 天板: グラリースーS 厚さ45mm 卓上コンセント 2口コンセント1カ所	G-F型	有	—	—	1	1	1	0.85	—	○※2	—
51	〃	〃	—	戸棚	・DALTON ガラス引き違い戸	BF-2型	—	—	—	3	1.8	0.4	1.8	—	○※2	—
46 52	管理棟	3F 細菌	〃	インキュベーター (冷凍機付)	パナソニック	MIR-154	有	—	—	1	0.7	0.6	1.02	—	—	○※1
47 53	〃	〃	〃	遠心分離機	コクサン	H-103N	有	—	—	1	0.45	0.47	0.45	—	—	○※1
48	〃	〃	〃	遠心分離機	久保田	30F	有	—	—	1	0.67	0.6	0.88	—	—	○※1
49 54	〃	〃	〃	架台 ふらん器IS- 600 2台の置台		MKD-300T	—	—	—	1	1.56	0.82	0.6	—	—	○※1
50 55	〃	〃	〃	冷房 窓付けクーラー	—	—	有	—	—	1	0.34	0.22	0.75	—	—	○
51 56	〃	〃	〃	冷房 窓付けクーラー 支柱	—	—	—	—	—	1	0.36	0.05	1.8	—	—	○
52 57	〃	〃	〃	乾燥器 熱風乾燥機 L obostar 200℃	タバイ	LC-222	20A	—	—	2	0.62	0.6	1.32	—	—	○※1
53 58	〃	〃	〃	掲示板 キャスター付き黒板	1台	—	—	—	—	1	1.2	0.55	1.8	—	—	○
54 59	〃	〃	〃	脚立	—	—	—	—	—	1	0.5	0.1	1.3	—	—	○
55 60	〃	〃	〃	組立スチール棚(白)	—	35℃孵卵器横	—	—	—	1	1.8	0.31	1.8	—	—	○
56 61	〃	〃	〃	組立スチール棚 (灰)	—	青薬品庫、雑誌	—	—	—	1	1.8	0.6	1.8	—	—	○
57 62	〃	〃	〃	組立スチール棚 (灰)	—	記録ファイル	—	—	—	1	1.2	0.6	1.8	—	—	○
58 63	〃	〃	〃	組立スチール棚 (灰)	—	クーラ-BOX	—	—	—	1	1.8	0.6	1.8	—	—	○
59 64	〃	〃	〃	クリーンベンチ (卓上型)	パナ	MCV-710ATS-PJ	有	—	—	1	0.83	0.6	1.07	—	—	○
60	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱	アルコール配布用容器	—	—	—	1	0.64	0.47	0.36	—	—	○
61	〃	〃	〃	ケース	金属製バット(特大・深型)	ステンレス製 持ち手付き	—	—	—	1	0.62	0.46	0.2	—	—	○
62	〃	〃	〃	ケース	金属製バット(大・深型)	ステンレス製	—	—	—	2	0.59	0.43	0.19	—	—	○
63 65	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱	スクリュウコップ箱	—	—	—	1	0.54	0.44	0.42	—	—	○
64 66	〃	〃	〃	ケース	鮮魚収去容器	透明BOX	—	—	—	2	0.68	0.44	0.24	—	—	○
65 67	〃	〃	〃	ケース	透明衣装ケース	作業着・白衣	—	—	—	1	0.75	0.4	0.33	—	—	○
66 68	〃	〃	〃	ケース	大阪化工(株)製	鉛遮蔽容器	—	—	—	1	0.33	0.5	0.58	—	—	○
67 69	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱	ふぐ試験用白衣箱	—	—	—	1	0.48	0.48	0.36	—	—	○
68 70	〃	〃	〃	ケース	—	ふぐ試験用コンテナ	—	—	—	5	0.6	0.4	0.38	—	—	○
69 71	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱	ふぐ試験用トレイ	—	—	—	1	0.64	0.45	0.34	—	—	○
70 72	〃	〃	〃	顕微鏡	オリンパス (油浸レンズ付)	BHT-323 BH-2	有	—	—	1	0.26	0.31	0.65	—	—	○※1

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
71 73	〃	〃	〃	顕微鏡	オリンパス 実体顕微鏡	—	有	—	—	1	0.26	0.31	0.65	—	—	○※1
72 74	〃	〃	〃	高圧滅菌器		HA-30	20A	—	—	1	0.57	0.45	1.05	—	—	○※1
73 75	〃	〃	〃	恒温水槽	アドバンテック	TS-300	有	—	—	1	0.84	0.37	0.36	—	—	○※1
74 76	〃	〃	〃	ゴミ箱	—	—	—	—	—	1	0.35	0.35	0.54	—	—	○
75 77	〃	〃	〃	紫外線検出器		ST-1032A型	有	—	—	1	0.47	0.36	0.47	—	—	○※1
76 78	〃	〃	〃	天秤 自動化学天秤 セミマイクロ天秤	島津製作所 分析天秤	AX-120	有	—	—	1	0.28	0.56	0.43	—	—	○※1
77 79	〃	〃	〃	ふらん器 恒温培養器 37℃	アドバンテック東洋(株)	TVN680TB	有	—	—	1	0.73	0.68	1.56	—	—	○※1
78 80	〃	〃	〃	ふらん器 35℃	ヤマトインキュベーター	IS-600	有	—	—	2	0.72	0.66	0.87	—	—	○※1
79 81	〃	〃	〃	掲示板 ホワイトボード	—	—	—	—	—	1	0.62	0.03	0.92	—	—	○
80	＃	＃	＃	無菌箱	—	—	—	—	—	1	0.65	0.52	0.54	—	—	○
81 82	〃	〃	〃	ケース 薬品庫	井内	SU-5N	—	—	—	2	0.71	0.6	0.8	—	—	○
82 83	〃	〃	〃	ケース 薬品庫	—	—	—	—	—	1	0.88	0.5	0.97	—	—	○
83 84	〃	〃	〃	冷蔵庫 東芝白色	東芝	GR-R510FH-EW	有	—	—	1	0.65	0.72	1.83	—	—	○
84 85	〃	〃	〃	冷蔵庫 東芝灰色	東芝	GR-H38S 375L	有	—	—	1	0.6	0.68	1.73	—	—	○
85 86	〃	〃	〃	冷蔵庫 薬用冷蔵 ショーケース	フクシマガリレイ製	FMS 300GH	有	—	—	1	0.91	0.5	1.93	—	—	○
86 87	〃	〃	〃	ワゴン 2段	ヨドコウ	—	—	—	—	1	0.64	0.36	0.68	—	—	○
87 88	〃	〃	〃	組立スチール棚 棚板 B-26の付属品	—	—	—	—	—	1	1.8	0.6	0.05	—	—	○
88 89	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱	サンプル品シャーレ箱	—	—	—	1	0.54	0.35	0.45	—	—	○
89 90	〃	〃	〃	ミキサー 振とう機	イワキ KM シェイカー	—	—	—	—	1	0.44	0.45	0.48	—	—	○
90 91	〃	〃	〃	ケース	工具箱	プラ製5段	—	—	—	1	0.32	0.41	0.63	—	—	○
91 92	〃	〃	〃	ケース	—	ふぐ試験用まな板	—	—	—	2	0.77	0.4	0.38	—	—	○
92 93	〃	〃	〃	架台 ガスコンロ	—		—	—	—	1	1.09	0.51	0.78	—	—	○
93 94	〃	〃	〃	耐火ボード	—	ガスコンロ後ろ	—	—	—	1	0.92	0.001	1.9	—	—	○
95	〃	〃	—	中央実験台	・DALTON 天板:ガラスーS 厚さ45mm ガス栓2口 卓上コンセント 2口コンセント2カ所	GA-2型	有	—	有	2	2.4	150	0.85	—	○※2	—
96	〃	〃	—	中央実験台上試薬棚	引き違い戸 透明ガラス 樹脂レール使用	—	—	—	—	1	1.8	0.3	0.9	—	○※2	—
97	〃	〃	—	流し台(中央実験台横)	2方口化学水栓 シンク 陶器製(TOTO)	SK-73	—	有	—	1	0.6	0.5	0.8	—	○※2	—
98	〃	〃	—	流し台(中央実験台横)	3方口化学水栓 シンク 陶器製(TOTO)	SK-73	—	有	—	1	0.6	0.5	0.8	—	○※2	—

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
99	〃	〃	—	サイド実験台	・DALTON 天板:グラリスーS 厚さ45mm ガス栓2口 卓上コンセント 2口コンセント1カ所	MU-D型	有	—	有	1	1.8	0.75	0.75	—	○※2	—
100	〃	〃	—	天秤台	・DALTON 天板:メラミン化粧板張り 厚さ35mm コンセント1カ所	SY-3型	有	—	—	1	0.9	0.75	0.75	—	○※2	—
101	〃	〃	—	サイド実験台	・DALTON 天板:グラリスーS 厚さ45mm ガス栓2口 卓上コンセント 2口コンセント1カ所	MT-E型	有	—	有	1	3	0.75	0.75	—	○※2	—
102	〃	〃	—	戸棚	・DALTON ガラス引き違い戸	BF-2型	—	—	—	1	1.8	0.4	1.8	—	○※2	—
94 103	〃	3F 事務	〃	椅子 折りたたみ椅子	—	—	—	—	—	6 4	0.43	0.1	0.85	—	—	○
95 104	〃	〃	〃	椅子 丸椅子	—	—	—	—	—	3	0.5	0.5	0.5	—	—	○
96 105	〃	〃	〃	椅子 事務椅子	オカムラ	CS25CR—FM14	—	—	—	4	0.59	0.55	1	—	—	○
97	#	#	#	掲示板&支柱	手造り—白い板	—	—	—	—	1	1.83	0.05	1.8	—	—	⊖
98 106	〃	〃	〃	傘立て	—	—	—	—	—	1	0.45	0.3	0.58	—	—	○
99 107	〃	〃	〃	組立スチール棚 キャスター付き	予定表の前	—	—	—	—	1	0.91	0.36	0.85	—	—	○
100 108	〃	〃	〃	掲示板 行事予定表	コクヨ	BB-H234MW1	—	—	—	1	1.23	0.31	1.8	—	—	○
101	#	#	#	空気清浄機	—	—	有	—	—	1	0.42	0.22	0.6	—	—	⊖
102	#	#	#	ケース	—	4段キャビネット	—	—	—	1	0.39	0.64	1.34	—	—	⊖
103 109	〃	〃	〃	ケース	スチール書棚	ファイル書庫	—	—	—	3	1.2	0.38	1.52	—	—	○
104 110	〃	〃	〃	ケース	給湯ポット台 LION	整理戸棚	有	—	—	1	0.6	0.4	0.88	—	—	○
105 111	〃	〃	〃	ケース	—	水屋（ガラス戸付き）	—	—	—	1	0.6	0.3	1.18	—	—	○
106	#	#	#	ケース	木製戸棚—キャスター付き	—手作り—課長席横	—	—	—	1	0.41	0.41	0.71	—	—	⊖
107	#	#	#	組立スチール棚—(白)	—	六法、名簿、県民だより置き	—	—	—	1	0.91	0.3	0.91	—	—	⊖
108 112	〃	〃	〃	下駄箱	—	—	—	—	—	1	0.9	0.38	1.03	—	—	○
109 113	〃	〃	〃	ゴミ箱	—	—	—	—	—	1	0.42	0.3	0.54	—	—	○
110 114	〃	〃	〃	扇風機	YUASA	YT-3003K	有	—	—	1	0.37	0.37	0.7	—	—	○
111	#	#	#	ソファ—	—	—	—	—	—	2	0.56	0.75	0.67	—	—	⊖
112 115	〃	〃	〃	机 脇机	課長席横	—	—	—	—	1	0.4	0.6	0.7	—	—	○
113 116	〃	〃	〃	机 片袖机	—	MN—6	—	—	—	5	1.07	0.65	0.74	—	—	○
114 117	〃	〃	〃	机下ラック	—	—	—	—	—	4	0.56	0.3	0.61	—	—	○

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
115 118	〃	〃	〃	パンフレットスタンド	プラチナシルバー	—	—	—	—	2	0.5	0.42	1.45	—	—	○
116 119	〃	〃	〃	冷蔵庫（事務室内）	—	—	有	—	—	1	0.56	0.6	1.1	—	—	○
117 120	〃	〃	〃	架台 ラボカート（応接テーブル）	yamato	LC-20 LABO-CART	—	—	—	1	0.7	0.45	0.59	—	—	○
118 121	〃	〃	〃	ケース パンラック	スチール書庫内 事務小物整理棚	プラ製	—	—	—	1	0.42	0.31	0.52	—	—	○
119 122	〃	〃	〃	椅子	—	—	—	—	—	1	0.4	0.55	0.8	—	—	○
120 123	〃	〃	〃	椅子 事務椅子（PC室）	オカムラ	CS25CR—FM14	—	—	—	1	0.59	0.55	1	—	—	○
121 124	〃	〃	〃	椅子（青）	—	—	—	—	—	1	0.48	0.6	0.9	—	—	○
122 125	〃	〃	〃	印刷 複合機	RICOH	—	有	—	—	1	0.45	0.5	0.5	—	—	○
123	机	机	机	印刷	NEC マルチライター2360	床置き	有	—	—	1	0.5	0.58	0.45	—	—	⊖
124 126	〃	〃	〃	印刷 複合機	京セラ A3カラー複写機	TASK alfa2460ci	有	—	—	1	0.6	0.6	1.1	—	—	○
125 127	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱 旧3本入りサイド用	横断幕箱	—	—	—	1	0.5	0.18	0.95	—	—	○
126	机	机	机	ケース	—プラ製—カセット—	6段トレイ収納	—	—	—	1	0.39	0.51	0.34	—	—	⊖
127 128	〃	〃	〃	組立スチール棚（白）	—	文書ファイル、抄録冊子等	—	—	—	1	1.81	0.6	1.8	—	—	○
128 129	〃	〃	〃	ケース	—	押入引出し	—	—	—	2	0.4	0.65	0.23	—	—	○
129 130	〃	〃	〃	ケース	ダンボール箱	パネル箱	—	—	—	1	0.65	0.15	0.87	—	—	○
130 131	〃	〃	〃	ケース	（箱無し）	パネル箱	—	—	—	1	0.65	0.15	0.87	—	—	○
131 132	〃	〃	〃	顕微鏡 カメラ付（PC別）	実体顕微鏡撮影装置	SZX16	有	—	—	1	0.36	0.36	0.73	—	—	○
132 133	〃	〃	〃	暖房 カーボンヒーターWH箱	—	KC-S097	有	—	—	1	0.67	0.15	0.35	—	—	○
133 134	〃	〃	〃	机	折りたたみ事務長机	予備	—	—	—	1	1.8	0.6	0.69	—	—	○
134 135	〃	〃	〃	机	折りたたみ事務長机	顕微鏡台	—	—	—	1	1.8	0.6	0.69	—	—	○
135 136	〃	〃	〃	机	折りたたみ事務長机	ノートPC、 キャノン複合機の台	—	—	—	1	1.8	0.6	0.69	—	—	○
136 137	〃	〃	〃	机	PCデスク（大）	顕微鏡横	有	—	—	1	1.2	0.8	1.25	—	—	○
137	机	机	机	机	PCデスク	プリンタ台—電気メータ前	有	—	—	1	0.8	0.8	1.26	—	—	⊖
138	机	机	机	ケース	ダンボール箱	防寒着箱	—	—	—	1	0.42	0.53	0.31	—	—	⊖
139 138	〃	〃	〃	架台	—	プリンタトナー置台	—	—	—	1	0.47	0.47	0.72	—	—	○
140	机	机	机	ケース	ダンボール箱	デスクマット箱	—	—	—	1	0.59	0.14	0.7	—	—	⊖

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
141 139	〃	3F 化学／細菌	衛生検査所機能内 秤量室	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し＋蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード＋木口オレフィン系樹脂＋底板VOC低減・消臭化粧板 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	—	2	0.9	0.75	0.85	○	⊖※2—	—
142 140	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し＋蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード＋木口オレフィン系樹脂＋底板VOC低減・消臭化粧板 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	—	1	1.8	0.75	0.85	○	⊖※2—	—
143 141	〃	〃	衛生検査所機能内 有機溶剤取扱室	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し＋蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード＋木口オレフィン系樹脂＋底板VOC低減・消臭化粧板 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	—	3	2.4	0.75	0.85	○	⊖※2—	—
144 142	〃	〃	〃	サイド実験台上試薬棚 (固定備品)	・本体 両面化粧パーティクルボード 木口オレフィン系樹脂シート貼り ・引違い戸 透明ガラス 取手 オレフィン系樹脂 ・2段上下可動棚、落下防止パイプ付	—	—	—	—	2	1.5	0.29	1.2	○	⊖※2—	—
145 143	〃	〃	〃	流し台(実験台横) (固定備品)	・3方口化学水栓 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	0.75	0.6	0.85	○	⊖※2—	—
146 144	〃	〃	衛生検査所機能内 化学機器室	中央実験台 (固定備品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し＋蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード＋木口オレフィン系樹脂＋底板VOC低減・消臭化粧板 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	—	1	1.8	1.2	0.85	○	⊖※2—	—
147 145	〃	〃	〃	流し台(実験台横)(固 定備品)	・3方口化学水栓 ・シングルレバー併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	1.2	0.6	0.85	○	⊖※2—	—
148 146	〃	〃	〃	サイド実験台(固定備 品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し＋蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード＋木口オレフィン系樹脂＋底板VOC低減・消臭化粧板 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	—	3	1.8	0.75	0.85	○	⊖※2—	—
149 147	〃	〃	〃	戸棚(固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	1	1.8	0.55	1.99	○	⊖※2—	—

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
150 148	〃	〃	〃	中央実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	3	1.5	0.85	○	⊖※2 —	—
151 149	〃	〃	〃	中央実験台上試験棚 (固定備品)	・本体 両面化粧パーティクルボード 木口オレフィン系樹脂シート貼り ・引違い戸 透明ガラス 取手 オレフィン系樹脂 ・2段上下可動棚、落下防止パイプ付	—	—	—	—	2	1.5	0.29	1.2	○	⊖※2 —	—
152 150	〃	〃	〃	流し台 (実験台横) (固定備品)	・3方口化学水栓 ・シングルレバー併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	1.5	0.6	0.85	○	⊖※2 —	—
153 151	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	3	1.8	0.75	0.85	○	⊖※2 —	—
154 152	〃	〃	〃	サイド実験台上試験棚 (固定備品)	・本体 両面化粧パーティクルボード 木口オレフィン系樹脂シート貼り ・引違い戸 透明ガラス 取手 オレフィン系樹脂 ・2段上下可動棚、落下防止パイプ付	—	—	—	—	1	1.5	0.29	1.2	○	⊖※2 —	—
155 153	〃	〃	〃	流し台(固定備品)	・3方口化学水栓 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	0.75	0.6	0.85	○	⊖※2 —	—
156 154	〃	〃	〃	戸棚(固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	1	1.8	0.55	1.99	○	⊖※2 —	—
157 155	〃	〃	衛生検査所機能内 洗浄室	中央実験台(固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	1.8	1.2	0.85	○	⊖※2 —	—

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
158 156	〃	〃	〃	流し台 (固定備品)	・ガス給湯設備 ・3方口化学水栓 ・シングルレバー混合栓併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	有	2	1.8	0.75	0.85	○	Θ※2 —	—
159 157	〃	〃	〃	戸棚 (固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	2	1.2	0.55	1.99	○	Θ※2 —	—
160 158	〃	〃	衛生検査所機能内 準備室	中央実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	1.8	1.2	0.85	○	Θ※2 —	—
161 159	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	1.2	0.75	0.85	○	Θ※2 —	—
162 160	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	1.8	0.75	0.85	○	Θ※2 —	—
163 161	〃	〃	〃	サイド実験台上試薬棚 (固定備品)	・本体 両面化粧パーティクルボード 木口オレフィン系樹脂シート貼り ・引違い戸 透明ガラス 取手 オレフィン系樹脂 ・2段上下可動棚、落下防止パイプ付	—	—	—	—	1	1.5	0.29	1.2	○	Θ※2 —	—
164 162	〃	〃	〃	流し台 (固定備品)	・3方口化学水栓 ・シングルレバー併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	1.8	0.75	0.85	○	Θ※2 —	—

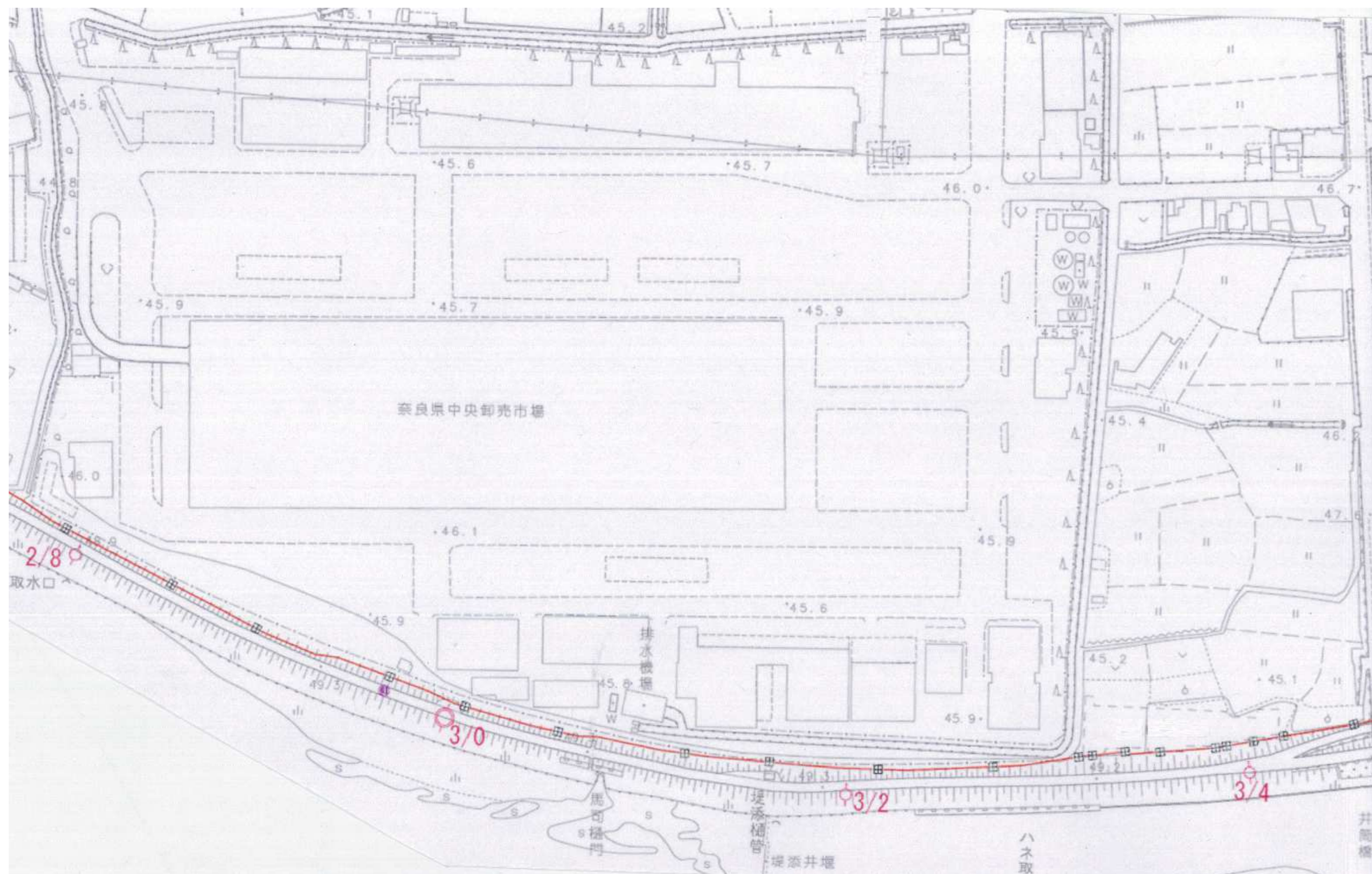
No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
165163	〃	〃	〃	戸棚 (固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	2	1.2	0.55	1.99	○	⊖※2—	—
166164	〃	〃	衛生検査所機能内 検体受付室	流し台 (固定備品)	・電気温水設備 ・3方口化学水栓 ・シングルレバー混合栓併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	有	有	—	1	0.9	0.75	0.85	○	⊖※2—	—
167165	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	2	1.2	0.75	0.85	○	⊖※2—	—
168166	〃	〃	〃	戸棚 (固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	1	1.2	0.55	1.99	○	⊖※2—	—
169167	〃	〃	衛生検査所機能内 細菌検査室	流し台(実験台横) (固定備品)	・3方口化学水栓 ・シングルレバー併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	1.5	0.6	0.85	○	⊖※2—	—
170168	〃	〃	〃	中央実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	3	1.5	0.85	○	⊖※2—	—
171169	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	0.9	0.75	0.85	○	⊖※2—	—

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
172 170	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	2	1.8	0.75	0.85	○	⊖※2 —	—
173 171	〃	〃	〃	中央実験台上試験棚 (固定備品)	・本体 両面化粧パーティクルボード 木口オレフィン系樹脂シート貼り ・引違い戸 透明ガラス 取手 オレフィン系樹脂 ・2段上下可動棚、落下防止パイプ付	—	—	—	—	2	1.5	0.29	1.2	○	⊖※2 —	—
174 172	〃	〃	〃	戸棚(固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	1	1.2	0.55	1.99	○	⊖※2 —	—
175 173	〃	〃	衛生検査所機能内 PCR検査室	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	3	1.8	0.75	0.85	○	⊖※2 —	—
176 174	〃	〃	〃	戸棚 (固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	1	1.2	0.55	1.99	○	⊖※2 —	—
177 175	〃	〃	衛生検査所機能内 無菌室	流し台(実験台横) (固定備品)	・3方口化学水栓 ・シングルレバー併設 ・材質 ステンレス SUS304 ・深さ 250mm以上 ・バックガード付き	—	—	有	—	1	1.5	0.6	0.85	○	⊖※2 —	—
178 176	〃	〃	〃	中央実験台 (固定備品)	・天板材質:難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質:両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	1	2.4	1.5	0.85	○	⊖※2 —	—

No.	建物名	居室名	新施設配置	品名	メーカー名等	型式等	電源	水栓	ガス	数量	W (m)	D (m)	H (m)	新規調達	既存撤去処分	移転
179177	〃	〃	〃	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・ガス栓 2口 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	有	5	1.8	0.75	0.85	○	⊖※2 —	—
180178	〃	〃	〃	戸棚 (固定備品)	・上段 ガラス引き違い戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 落下防止パイプ付 ・下段 開き戸 本体 両面化粧パーティクルボード 木口 オレフィン系樹脂シート貼り 棚受け 3段上下可動 引出底板 VOC低減・消臭化粧板	—	—	—	—	1	1.2	0.55	1.99	○	⊖※2 —	—
181179	〃	〃	衛生検査所機能内 薬品保管室	サイド実験台 (固定備品)	・天板材質：難燃性耐薬熱硬化樹脂(フェノール系樹脂) ・天板厚さ25mm以上、表面材の耐熱温度180℃以上 ・天板下片面8杯以上の吊り引出し+蹴込み開き戸 ・引出し材質：両面化粧パーティクルボード+木口オレフィン系樹脂+底板VOC低減・消臭化粧板 ・卓上コンセント 2口コンセントが1カ所	—	有	—	—	1	0.9	0.75	0.85	○	⊖※2 —	—

※1 本事業の移転業務対象外の検査機器や特殊機器等を示す

※2 解体業務で処分を実施する固定備品を示す



凡例：赤線 河川区域線
大和川河川現況台帳付図（抜粋）

PCB調査報告表

設置建物	設置場所	機器名	使用種別	製造メーカー	形式	製作番号・許可番号	製作年月日	仕様	重量(kg)	油量(ℓ)	台数	PCB	根拠	備考
卸売場棟 (青果)	2階電気室 (青果側)	変圧器	電灯No.1	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	76010136	1976	1φ3W 6600/210-105V 250kVA	987	347	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	電灯No.2	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	76010137	1976	1φ3W 6600/210-105V 250kVA	987	347	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	電灯No.3	東芝(株)	HCTR-S4	85051403	1985	1φ3W 6600/210-105V 250kVA	700	175	1	無	－	H30.2.4絶縁油取替
		変圧器	動力No.1	(株)日立製作所	SOU-YDCR3	i116241601	2016	3φ3W 6600/210V 500kVA	1,425	275	1	無	製造年	
		変圧器	動力No.2	東芝(株)	HCTR-S4	85074257	1985	3φ3W 6600/210V 500kVA	1,310	365	1	無	－	H30.2.4絶縁油取替
		高圧用進相コンデンサ	SC1	東芝(株)	BRTR-A6NR	91510355	1991.1	3φ 100kvar	28	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC2	東芝(株)	BRTR-A6NR	91510449	1991.1	3φ 75kvar	23	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC3	東芝(株)	BRTR-A6NR	91510302	1991.1	3φ 50kvar	19	－	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR1	東芝(株)	記載なし	90096100	1990.11	3φ 6kvar	110	40	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR2	ニチコン(株)	記載なし	PIH9781	1991.2	3φ 4.5kvar	－	－	1	低濃度	みなし	HP (否定できない期間)
		直列リアクトル	SR3	ニチコン(株)	記載なし	PIH9754	1991.2	3φ 3kvar	－	－	1	低濃度	みなし	HP (否定できない期間)
	2階機械室 (青果側) M-2A操作盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	FE2150KE	873005 9095040	1995	150μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	100μF	－	－	2	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	75μF	－	－	2	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	75μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1994	20μF	－	－	2	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1994	15μF	－	－	3	無	非該当品	HP案内
	2階機械室 (青果側) M-2B操作盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	75μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	50μF	－	－	2	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	40μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
卸売場棟 (水産)	2階電気室 (水産側)	変圧器	電灯No.1	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	76004105	1976	1φ3W 6600/210-105V 150kVA	591	211	1	無	分析調査	
		変圧器	電灯No.2	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	74025765	1976	1φ3W 6600/210-105V 150kVA	591	211	1	無	分析調査	
		変圧器	電灯No.3	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	74008518	1976	1φ3W 6600/210-105V 150kVA	591	211	1	無	分析調査	
		変圧器	動力No.1	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	76010135	1976	3φ3W 6600/210V 250kVA	1,140	305	1	無	分析調査	H21.2絶縁油取替
		変圧器	動力No.2	東芝(株)	HCTR-S4	85074258	1985	3φ3W 6600/210V 500kVA	1,310	365	1	無	－	H30.2.4絶縁油取替
		高圧用進相コンデンサ	SC1	東芝(株)	BRTR-A6NR	95522418	1995	3φ 75kvar	23	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC2	東芝(株)	BRTR-A6NR	95522584	1995	3φ 100kvar	28	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC3	東芝(株)	BRTR-A6NR	95522583	1995	3φ 100kvar	28	－	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR1	東芝(株)	記載なし	96007259	1996	3φ 4.5kvar	115	40	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR2	東芝(株)	記載なし	96007258	1996	3φ 6kvar	110	40	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR3	東芝(株)	記載なし	96007257	1996	3φ 6kvar	110	40	1	無	製造年	
	2階機械室 (水産側) M-2C操作盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	FE2150KE	873005	1995	150μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	100μF	－	－	3	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	50μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	30μF	－	－	2	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1994	15μF	－	－	2	無	非該当品	HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1994	15μF	－	－	1	無	非該当品	取外し放置、HP案内
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	10μF	－	－	1	無	非該当品	取外し放置、HP案内
管理棟	1階電気室	変圧器	電灯No.1	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	74041088	1976	1φ3W 6600/210-105V 75kVA	338	120	1	無	分析調査	H30.2分析報告書

PCB調査報告表

設置建物	設置場所	機器名	使用種別	製造メーカー	形式	製作番号・許可番号	製作年月日	仕様	重量(kg)	油量(ℓ)	台数	PCB	根拠	備考
		変圧器	電灯No.2	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	76001439	1976	1φ3W 6600/210-105V 75kVA	338	120	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	電灯No.3	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	76006729	1976	1φ3W 6600/210-105V 75kVA	338	120	1	無	分析調査	H30.3分析報告書
		変圧器	動力	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	74045776	1976	3φ3W 6600/210V 300kVA	1,140	305	1	無	－	H30.2.4絶縁油取替
		高圧用進相コンデンサ	SC1	東芝(株)	BRTR-A6NR	93520483	1993	3φ 50kvar	191	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC2	東芝(株)	BRTR-A6NR	92511466	1992	3φ 75kvar	23	－	1	無	製造年	
		直列リアクトル (6%)	SR1	東芝(株)		93006029	1993	3φ 3kvar	105	32	1	無	製造年	
		直列リアクトル (6%)	SR2	東芝(株)		93006030	1993	3φ 4.5kvar	110	40	1	無	製造年	
	1階機械室 M-1A盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	FE2200KE	9029130	1999	200μF	－	－	7	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	FE2150KE	9029180	1999	150μF	－	－	1	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF2040TX	873005	1999	40μF	－	－	1	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF2030TX	873005	1999	30μF	－	－	3	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF2010TX	873005	1999	10μF	－	－	3	無	製造年	
	2階機械室 M-2A盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	－	QG1746	1976	100μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内、「固体含侵」
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1995	10μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内
	3階機械室 M-3A盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	－	QD14970	1976	40μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内、「固体含侵」
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N2形FF	873005	1994	15μF	－	－	1	無	非該当品	乾式進相コンデンサ、HP案内
	3階機械室 M-3B盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	－	QB68135	1976	50μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内、「固体含侵」
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	－	QE59868	1976	20μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内、「固体含侵」
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	－	QA47425	1976	15μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内、「固体含侵」
特高受変電棟	2階電気室	変圧器	特高No.1	東芝(株)	乾式	85051345	1985	3φ3W 22K/6600V 2500kVA	530	－	1	無	非油入	
		変圧器	特高No.2	東芝(株)	乾式	85051344	1985	3φ3W 22K/6600V 2500kVA	530	－	1	無	非油入	
		変圧器	所内電灯	東芝(株)	REC-M4	85020115	1985	1φ3W 6600/210-105V 50kVA	－	－	1	無	非油入	
		変圧器	所内動力	東芝(株)	RECD-M4	85051398	1985	3φ3W 6600/210V 150kVA	－	－	1	無	非油入	
	1階機械室 M-1操作盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N1形	873005	1985	100μF	－	－	1	無	非該当品	SH(MF)型
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	N1形	873005	1985	75μF	－	－	1	無	非該当品	SH(MF)型
バナナ加工場	電気室	変圧器	電灯	東京芝浦電気(株)	－	76155471	1976	1φ3W 6600/210-105V 50kVA	418	170	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	動力No.1	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	76010131	1976	3φ3W 6600/210V 250kVA	1,140	305	1	低濃度	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	動力No.2	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	77005544	1976	3φ3W 6600/210V 50kVA	525	166	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		高圧用進相コンデンサ	SC1	東京芝浦電気(株)	BRTR-A6JR	74505002	1974.4	3φ 50kvar	30	－	1	低濃度	該当品	HP（否定できない・期間）
		高圧用進相コンデンサ	SC2	(株)東芝	BRTR-A6J2R	85508394	1985.12	3φ 30kvar	14	－	1	低濃度	該当品	HP（否定できない・期間）
	荷捌場 M-1A操作盤	低圧進相コンデンサ	天井換気扇	(株)指月電機製作所	－	－	1976	200V、0.36A、10μF	－	－	1	－	－	撤去済、M-1B共
														「MP固体含侵」
冷蔵庫棟 A 棟	1階電気室	変圧器	電灯	東京芝浦電気(株)	OHAN	77005543	1977	1φ3W 6600/210-105V 50kVA	418	170	1	無	分析調査	2020.2分析報告書、基準値以下
		変圧器	動力No.1	(株)ダイヘン	TSP-PW1	HX167916	2010	3φ3W 6600/210V 500kVA	1,490	320	1	無	製造年	絶縁油交換実績無し
		変圧器	動力No.2	(株)東芝	HCTR-S5	92022510	1992	3φ3W 6600/210V 300kVA	835	195	1	無	分析調査	2020.2分析報告書 基準値以下
		高圧用進相コンデンサ	SC2	(株)東芝	BRTR-A6NR	91513429	1991	3φ 6600V 75kvar	23	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC3	ニチコン(株)	SH AF70216KBB1	B10Z0021	2010	3φ 7020V 160kvar	40	－	1	無	製造年	→ 日新電機 PET-FK4 160kvar 2025.1.29更新
		直列リアクトル	SR	ニチコン(株)	OF	Z0TA043401	2010	3φ 6600V 9.57kvar	195	73	1	無	製造年	
	1階電気室	進相用コンデンサ	自動力率制御盤	松下電器産業(株)	SH-S	試験番号 76155471 組立 388779-Y1	1984.3	3φ 低圧 20kvar	14	－	2	低濃度	みなし	HP（否定できない期間）
	低圧自動力率制御盤													

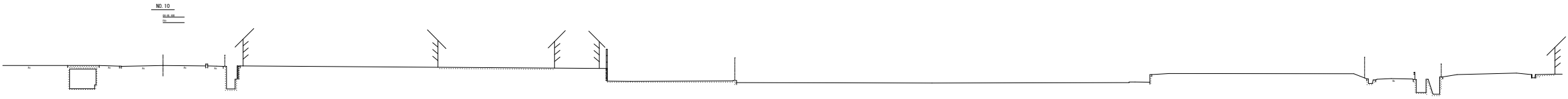
PCB調査報告表

設置建物	設置場所	機器名	使用種別	製造メーカー	形式	製作番号・許可番号	製作年月日	仕様	重量(kg)	油量(ℓ)	台数	PCB	根拠	備考
	1階電気室 (保管)	変圧器	電灯	三菱電機(株)	SF	182331	1973	1φ3W 6600/210-105V 30kVA	185	57	1	無	分析調査	2020.2分析報告書、基準値以下
		変圧器	動力	(株)東芝	HCTR-S4	88029755	1988	3φ3W 3300/210V 75kVA	295	65	1	無	分析調査	2020.2分析報告書、基準値以下
		変圧器	動力	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	76179785 (385504)	1977	3φ3W 3300/210V 100kVA	594	189	1	無	分析調査	2020.2分析報告書、基準値以下
		零相蓄電器	－	光商工(株)	ZPC-1A	314088	1990	3Φ 6600V 0.001μF×3+1.7μf	15	－	1	無	分析調査	2020.2分析報告書、基準値以下
		低圧進相コンデンサ	－	三菱電機(株)	SH-(MF)-E	MG-L400ST200 11006009	1980	400μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表 2022.3照会済
	1階機械室 M-1操作盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	－	QA49200	1976	15μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表、「MP固体含侵」
	1階機械室 冷凍機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-E形	MGC-300ST-200 QN04075	1976	300μF	－	－	2	低濃度	該当品	HP一覧表
	1階機械室 冷凍機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MG-S型	9121160	2021	400μF	－	－	1	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MG-S300ST200	9077160	1997	300μF	－	－	1	無	製造年	
	1階機械室 補機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-75T-200	1975	75μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-30T-200	1975	30μF	－	－	2	無	非該当品	HP（否定できない・期間）
	1階機械室 クーラ制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-50T-200	1975	50μF	－	－	4	無	非該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-15T-200	1975	15μF	－	－	4	無	非該当品	HP一覧表
	2階機械室 冷凍機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-E形	MGC-400ST-200 QQ09305、QQ09308	1976	400μF	－	－	2	低濃度	該当品	HP一覧表
	2階機械室 クーラ制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-40T-200	1975	40μF	－	－	4	無	非該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-15T-200	1975	15μF	－	－	3	無	非該当品	HP一覧表
	2階機械室 補機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	SH-E形	MGC-300ST-200 RN05058	1977	300μF	－	－	1	低濃度	該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-30T-200	1975	30μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-50T-200	1975	50μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表
	3階機械室 冷凍機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-E形	MGC-400ST-200 QQ09242、QQ09243	1976	400μF	－	－	2	低濃度	該当品	HP一覧表
	3階機械室 クーラ制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-50T-200	1975	50μF	－	－	4	無	非該当品	HP一覧表、2個離断
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-30T-200	1975	30μF	－	－	3	無	非該当品	HP一覧表、2個離断
	3階機械室 補機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-50T-200	1975	50μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	MP-N1形	MGC-30T-200	1975	30μF	－	－	1	無	非該当品	HP一覧表
冷蔵庫棟 B 棟	1階機械室 M-2盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)東芝	SH	2D03・2D10 DLF-N2050A	1992	50μF	－	－	3	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)東芝	SH	2D06・2A16 DLF-N2020A	1992	20μF	－	－	4	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	ニチコン(株)	N2形	NTA916	2007	20μF	－	－	1	無	製造年	
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)東芝	SH	2D10 DLF-N2020A	1992	20μF	－	－	1	無	製造年	取外し放置
	1階機械室 冷凍機制御盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	SH(MF)-E形	7071200	1981	300μF	－	－	1	無	非該当品	メーカーヒアリング
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	MP-E形	MGC-300ST-200 NV0038F	1975	300μF	－	－	1	低濃度	該当品	HP一覧表
		低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	三菱電機(株)	N1形SH(MF)	MG-H10T200	1980	10μF	－	－	2	無	非該当品	HP一覧表
倉庫加工場No.1	電気室	変圧器	電灯	東京芝浦電気(株)	－	76155472	1976	1φ3W 6600/210-105V 50kVA	418	170	1	無	分析調査	H30.2分析報告書、H14.1絶縁油取替
		変圧器	動力	(株)東芝	HCTR-S5	94010031	1994	3φ3W 6600/210V 200kVA	610	145	1	無	分析調査	H30.2分析報告書

PCB調査報告表

設置建物	設置場所	機器名	使用種別	製造メーカー	形式	製作番号・許可番号	製作年月日	仕様	重量(kg)	油量(ℓ)	台数	PCB	根拠	備考
		変圧器	排水機場送り	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	76015738	1976	3φ3W 6600/3300V 400kVA	1,760	480	1	無	分析調査	H30.2分析報告書、H21.2絶縁油取替
		電力用コンデンサ	SC	(株)東芝	BRTR-A6NR	93521986	1993	3φ 50kvar	19	－	1	無	製造年	
		接地用コンデンサ	ESC	松下電器産業(株)	OB	3711128	1982	3000V	18	－	1	低濃度	みなし	HP (否定できない期間)
	取水ポンプ盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	松下電器産業(株)	N2形SH	－	1994	400μF	－	－	1	無	製造年	
倉庫加工場No.2	電気室	変圧器	電灯	東京芝浦電気(株)	－	74008357	1976	1φ3W 6600/210-105V 75kVA	418	170	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	動力	(株)東芝	CHTR-S5	92003416	1991	3φ3W 6600/210V 300kVA	835	195	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
	動力盤に コンデンサ無	電力用コンデンサ	SC	(株)東芝	BRTR-A6NR	91513006	1991	3φ 50kvar	19	－	1	無	製造年	
排水機場	電気室	電力用コンデンサ	1号電動機盤	ニチコン(株)	AF352120KC7	B601917	2005	3φ 3kv 12.8kvar	10	－	1	無	製造年	
		電力用コンデンサ	2号電動機盤	ニチコン(株)	AF352120KC7	B601916	2006	3φ 3510v 12.8kvar	10	－	1	無	製造年	
		電力用コンデンサ	3号電動機盤	ニチコン(株)	AF352120KC7	B6R1058	2006	3φ 3510v 12.8kvar	10	－	1	無	製造年	
	排水ポンプ室	変圧器	動力	三菱電機(株)	RA型	B51254001	1975	3φ3W 3300/210V 30kVA	295	72	1	低濃度	採取調査	H31.2分析報告書
		変圧器	電灯	三菱電機(株)	SF型	B51224001	1975	1φ3W 3300/210-105V 10kVA	101	30	1	無	採取調査	H21.2絶縁油取替
		電力用コンデンサ	変圧器盤	ニチコン(株)	AF352120KC7	B6Q1918	2006	3φ 3510v 12.8kvar	10	－	1	無	製造年	
関連商品売場棟	1階電気室	変圧器	電灯No.1	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	76001454	1976	1φ3W 6600/210-105V 150kVA	591	211	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	電灯No.2	東京芝浦電気(株)	HCR-S1	74020924	1976	1φ3W 6600/210-105V 150kVA	591	211	1	無	分析調査	H30.2分析報告書
		変圧器	動力No.1	東京芝浦電気(株)	HCTR-S1	76010132	1976	3φ3W 6600/210V 250kVA	1,140	305	1	無	－	H30.2.4絶縁油取替
		変圧器	動力No.2	東芝(株)	HCTR-S3	84035995	1984	3φ3W 6600/210V 300kVA	900	220	1	無	分析調査	H30.2分析報告書、H21.2絶縁油取替
		高圧用進相コンデンサ	SC1	東芝(株)	BRTR-A6NR	94521844	1994	3φ 100kvar	28	－	1	無	製造年	
		高圧用進相コンデンサ	SC2	(株)指月電機製作所	LV-6	BM50789	2011	3φ 57.5kvar	19	4	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR1	東芝(株)	記載なし	95006561	1995	3φ 6kvar	110	40	1	無	製造年	
		直列リアクトル	SR2	東芝(株)	記載なし	95006560	1995	3φ 3kvar	105	32	1	無	製造年	
	1階電気室 M-1盤	低圧用進相コンデンサ	盤内分岐回路	(株)指月電機製作所	MP	QE63429	1976	50μF	－	－	1	無	非該当品	HP案内、「固体含侵」
給水塔	塔内壁面	ネオン変圧器	ネオン	ダイヘン	各種					－	32	みなし	メーカーメール	
青果水産加工場	電気室	高圧用進相コンデンサ	SC1	ニチコン	AF662750K5	B6Z2217	1996	6.6kV 6.5A 75kvar	17	－	1	みなし	保安協会報告	
		高圧用進相コンデンサ	SC2	ニチコン	AF662750KB5	B6Z2215	1996	6.6kV 6.5A 75kvar	17	－	1	みなし	保安協会報告	
		高圧用進相コンデンサ	SC3	ニチコン	AF662750KB5	B6Z2216	1996	6.6kV 6.5A 75kvar	105	－	1	みなし	保安協会報告	
		直列リアクトル		ニチコン	CR662750KB03	J7H2262	1996	6.6kV 6.5A 4.5kvar	105	－	1	みなし	保安協会報告	
		直列リアクトル		ニチコン	CR662750KB03	J7H2413	1996	6.6kV 6.5A 4.5kvar	105	－	1	みなし	保安協会報告	

横断図 S=1:100

DL=38.000DL=38.000DL=38.000

施行年度 工事番号	令和4年度 第4-6号
工事名	中央卸売市場北側地区 御座敷街受付 一帯国道沿道 大和の市街再計画
関係河川名称 工事箇所	堀新築 S+1:100
計画種類 図	
設計	調査 設計 監理
国庫番号	第 号
事務別名	中央卸売市場再整備推進室

奈良県中央卸売市場再整備推進事業
(市場エリア整備事業)

事業契約書 (案)

令和 7 年 7 月 1 日

奈良県

【令和 7 年 8 月 1 日修正】

2 受注者は、本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、要求水準書及び落札者の提案並びにこれらに従い作成された別紙2の事業概要書に基づき、本事業を遂行しなければならない。

3 受注者は、全体事業が円滑に実施できるよう市場関係者及び別途事業の整備事業者との間で必要な調整を行うものとする。ただし、受注者の調整が不適当と認められるときには、必要に応じて発注者が調整を行うものとする。

(本事業の日程)

第4条 受注者は、別紙3の本日程表に定める日程に従って、本事業を実施する。

2 受注者は、別紙3の本日程表に定める統括管理業務及び各個別業務の開始予定日に統括管理業務及び各個別業務を開始できないと認めるとき、又は本引渡予定日に新施設を引き渡すことができないと認めるときは、統括管理業務及び各個別業務の開始予定日又は本引渡予定日の30日前までに、その理由及び受注者の対応の計画を書面により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、別紙3の本日程表に定める統括管理業務及び各個別業務の開始予定日に統括管理業務及び各個別業務を開始できない場合、及び本引渡予定日に新施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとらなければならない。この場合、受注者は、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(事業費内訳書及び総合工程表)

第5条 受注者は、本事業契約の締結日以降速やかに、本事業関連書類及び落札者の提案に基づいて、事業費内訳書及び総合工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 事業費内訳書及び総合工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(費用負担及び本事業の資金調達)

第6条 本事業の実施に関する一切の費用（本事業の統括管理業務、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務並びにこれらに付随・関連する一切の費用を含む。）は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて受注者が負担する。本事業に関する受注者の資金調達は、すべて受注者の責任において行う。

2 受注者は、本事業に係る資金調達に関して、PFI法第75条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援がある場合には、適用されるよう努めなければならない。

3 発注者は、受注者にPFI法第75条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援がある場合には、これを受けることができるよう協力する。

4 発注者及び受注者は、法改正等により、本事業に関する資金調達について、その他の支援が適用される可能性がある場合には、必要に応じて協議を行う。

5 本事業契約の定めるところにより発注者が受注者に生じた増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が本事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した

金融機関等を除く。)に締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

- 6 発注者は、本事業契約の定めるところにより受注者に生じた増加費用又は損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、当該負担の全部又は一部に変えて要求水準書を変更することができる。
- 7 受注者は、本事業契約の定めるところにより契約代金の減額をすべき場合、又は費用を負担すべき場合において、契約代金の減額又は負担額の全部若しくは一部に変えて要求水準書の変更その他の事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 8 ~~第1項又は前項前2項~~の場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が受注者に生じた増加費用~~又は若しくは~~損害を負担すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(第三者の使用等)

第7条 受注者は、本事業関連書類に従い、統括管理業務及び各個別業務を、自ら行うものとし、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

- 2 本事業に関する業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、すべて受注者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負う。

※SPCを設立して事業を履行する場合、第7条を次のように変更する。

(構成企業の使用)

第7条 受注者は、本事業関連書類に従い、統括管理業務及び各個別業務を、各構成企業に直接委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受注者は、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

- 2 本事業に関する業務の一部を構成企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 3 受注者は、第1項によりその業務の実施を構成企業に、又は前項によりその業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、速やかに委託又は請負の内容を発注者に報告しなければならない。

- 4 第1項による構成企業又は第2項による第三者への業務の委託及び請負は、すべて受注者の責任において行うものとし、構成企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負う。

(許認可、届出等)

第8条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、受注者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、受注者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可及び発注者が提出すべき届出はこの限りで

(第三者に生じた損害)

第14条 受注者が本事業を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約にほかに特段の定めがない限り、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害（次条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の規定に関わらず、受注者による本事業の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第11章の規定に従う。

(事業期間中の保険)

第15条 受注者は、事業期間中、別紙4に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。受注者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして発注者が認めたものを、本事業の着手に先立って、直ちに、発注者に呈示しなければならない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「受注者は、事業期間中、別紙4に定める内容の」を「受注者は、事業期間中、自ら又は施工企業をして、別紙4に定める内容の」とする。

第2章 本事業用地の使用

(本事業用地の使用)

第16条 発注者は、本事業用地を、受注者が設計、工事監理及び施工業務の実施上必要とする日までに確保しなければならない。

2 受注者は、本事業用地において、新施設を整備する。

3 受注者は、新施設の整備にあたり、事業期間中、本事業用地を無償にて使用することができる。ただし、新施設の建設整備に要する仮設資材置場等の確保は、本事業用地以外の場所を利用して行う場合には、受注者の責任及び費用負担においてこれを行う。

4 事業期間中の本事業用地の管理は、受注者が善良な管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、受注者は、本事業契約において別段の定めのある場合を除き、第三者に本事業用地を使用又は収益させてはならない。

(本事業用地の明渡し)

第17条 新施設又はその出来形の発注者への引渡し等により本事業用地が不用となった場合において、本事業用地に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受注者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、本事業用地を修復し、速やかに発注者に明け渡さなければならない。

(本事業用地の契約不適合責任)

第18条 発注者は、本事業用地を、現状にて受注者に引き渡す義務を負うほか、要求水準書において発注者の負担であることを明示した場合を除き、本事業用地に関する契約不適合責任を負担しな

い。ただし、埋蔵文化財、地中埋設物~~及び~~、土壤汚染~~及び~~その他の地中障害物等の契約不適合で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して受注者に直接生じた合理的な増加費用は発注者が負担する。

第3章 業務に関する変更

第1節 要求水準書に関する変更

(要求水準書の変更等)

第19条 受注者は、本事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- (1) 要求水準書に誤りがあること。
- (2) 本事業用地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、地中埋設物~~及び~~、土壤汚染~~及び~~その他の地中障害物等に係る条件を含む。次号において同じ。）について、本事業契約等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
- (3) 本事業契約等で明示されていない本事業用地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 発注者は、前項各号に掲げる事実を発見したときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

(発注者の請求による要求水準書の変更)

第20条 発注者は、次の各号に定める事由が生じたと認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- (1) 法令等の変更により業務が著しく変更されるとき。
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (3) 発注者の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (4) 交付申請を予定している交付金の交付を受けられなかったとき。
- (5) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2 受注者は、前項、前条第2項又は前条第3項の通知を受けたときは、14日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。

- (1) 要求水準書の変更に対する意見
- (2) 要求水準書の変更に伴う事業期間の変更の有無
- (3) 要求水準書の変更に伴う契約代金の変更の有無

3 第1項、前条第2項若しくは前条第3項の通知の日から14日以内に受注者から発注者に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく受注者から発注者への通知の日から14日を

経過しても前項の協議が調わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、事業期間又は契約代金を変更し、受注者に通知することができる。

- 4 前項の場合において、受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠ったときは、この限りでない。
- 5 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書、その他必要な書類の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

(受注者の請求による要求水準書の変更)

第21条 受注者は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
- (2) 要求水準書の変更の理由
- (3) 要求水準書の変更に伴う事業期間の変更の有無
- (4) 要求水準書の変更に伴う契約代金の変更の有無
- (5) 要求水準書の変更に伴い設計図書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受注者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合には、発注者は、事業期間又は契約代金の変更について定め、受注者に通知することができる。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書、**その他必要な書類**の変更を求める旨を受注者に通知することができる。
- 5 受注者は、新たな技術の導入等により本事業に係る費用の減額が可能である場合、新たな技術の導入等に関する提案を発注者に対し積極的に行うものとする。

(要求水準の変更に伴う費用の取扱)

第22条 前3条の変更により業務に要する費用が増加した場合、又は損害が発生した場合の措置は、次の各号に記載のとおりとする。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）及び②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は発注者による変更（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、受注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

しなければならない。

(貸与品等)

第45条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他各個別業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、本事業関連書類、設計図書及び解体業務設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、本事業関連書類、設計図書及び解体業務設計図書に定めるところにより、業務の完了、本事業関連書類、設計図書及び解体業務設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 6 本事業が解除された場合において、第92条第5項、第93条第3項、第94条第2項又は第95条第2項の検査に合格した部分に使用されているものを除き、不要となった貸与品等について、第4項及び第5項を準用する。

第2節 設計業務

(設計業務の実施)

第46条 受注者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、設計業務を実施し、設計業務に関する一切の責任を負担する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「設計業務を実施し、」を「設計業務を設計企業をして実施させるものと
し、」とする。

- 2 本事業契約の締結日以降速やかに（遅くとも設計業務に着手する前に）、設計業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 設計業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、統括管理水準書及び、年度管理計画書並びに及び設計業務に係る年度業務計画書に定めるスケジュールに従い、設計業務を実施しなければならない。
- 5 受注者は、要求水準書に定める発注者が実施する市場関係者との合意形成に向けた協議について協力を行う。かかる業務に要する費用は受注者の負担とする。

(設計業務の進捗状況の確認)

第47条 受注者は、発注者に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 発注者は、本事業関連書類に基づき設計業務が実施されていることを確認するために、新施設の設計状況その他について、受注者に事前に通知した上で、随時、受注者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、前項に規定する設計状況その他についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 発注者は、前各項に基づき説明及び報告等を受けたときは場合、その内容に指摘事項がある場合にはときは、適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べるすることができる。

(基本設計図書及び実施設計図書の提出)

第48条 受注者は、基本設計の業務完了（施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等を分けて設計業務を進めている場合は、それぞれの業務が完了した時点をいう。以下第2項及び第4項において同じ。）後速やかに、基本設計図書を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、実施設計の業務完了後速やかに、実施設計図書を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。
- 3 発注者は、前各項に基づき受注者より提示提出された設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、受注者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。受注者は、発注者からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について発注者に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の発注者の確認を受け、設計業務が完了した場合は、速やかに、発注者の完成確認を受けなければならない。

(設計図書の変更)

第49条 発注者は、施工業務の開始前及び施工業務中において必要があると認めるときは、受注者に対して、落札者の提案の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。受注者は、発注者から当該変更要請を受けた日から14日以内に、発注者に対して、かかる設計図書の変更に伴い発生する費用、事業期間又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 受注者は、前条に規定する場合のほか、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
- 3 第1項により発注者が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、第22条に準じて取扱う。

第3節 施工業務

(施工業務の実施)

第50条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自らの責任及び費用負担において、施工業務を実施し、施工業務に関する一切の責任を負担する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「施工業務を実施し、」を「施工業務を施工企業をして実施させるものとし、」とする。

- 2 施工業務に着手する前に、施工業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 施工業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、統括管理水準書及び、年度管理計画書、施工業務に係る年度業務計画書並びに及び設計図書に定めるスケジュールに従い、施工業務を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本引渡予定日までに、施工業務を完成の上、新施設を発注者に引渡し、その所有権を発注者に取得させる。
- 6 新施設の施工方法その他施工業務のために必要な一切の手段は、本事業関連書類及び設計図書に従い、それ以外のものは受注者がその責任においてこれを定める。

(施工業務開始前及び施工業務中の書類の提出)

第51条 受注者は、本事業関連書類の定めるところに従い、着工前提出書類を施工業務の開始予定日の14日前までに、発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。着工前提出書類を変更する場合は、当該変更後の書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、施工業務の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、施工業務中提出書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。施工業務中提出書類を変更する場合は、当該変更後の書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

(各種調査)

第52条 受注者は、すでに発注者が行ったものを除き、施工業務に必要な測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を、自己の責任及び費用負担により行う。受注者は、かかる調査を行う場合、調査の日時及び概要を発注者に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する調査を実施した結果、本事業関連書類に含まれる本事業用地に関する内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その内容について発

注者の確認を求めなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、その対応につき協議する。なお、発注者が提供した本事業用地に関する本事業関連書類の誤謬、欠落その他の不備に起因して施工業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、発注者は、受注者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。

3 受注者は、発注者が提供した、本事業用地に関する本事業関連書類に記載されていない~~地質障害、埋蔵文化財、不発弾、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等~~を発見した場合、その旨を直ちに発注者に通知するものとし、発注者及び受注者は、その対応につき協議する。なお、~~本事業用地の地質障害（ただし、本事業用地に固有の土壌汚染に限る。）~~、埋蔵文化財、~~不発弾、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等~~の発見に起因して施工業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、受注者が当該地中障害物等の発見後に当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、発注者は、受注者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期し、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

4 発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

（新施設の施工に伴う近隣対策）

第53条 受注者は、施工業務の開始に先立って、発注者と協議の上、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要の説明を行い、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。発注者は、必要と認める場合には、受注者が行う説明に協力する。

2 受注者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の施工業務が近隣住民の生活環境等の周辺環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、受注者は、発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 受注者は、発注者の事前の承諾を得ない限り、前項の近隣対策の不調を理由として本事業の内容の変更をすることはできない。ただし、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、施工業務の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、発注者は、受注者と協議の上、本事業の内容の変更を検討する。

4 第2項の近隣対策の結果、施工業務に遅延が発生することが見込まれる場合には、発注者及び受注者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。

5 第2項の近隣対策の結果、受注者に生じた費用（第2項の近隣対策の結果本引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、受注者がこれを負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

6 前項の規定にかかわらず、本事業自体に対する住民反対運動若しくは訴訟又は発注者が行う業務による周辺環境の悪化等に対する対応は、発注者がこれを行う。かかる住民反対運動若しくは訴訟

又は発注者が行う業務による周辺環境の悪化等に起因して本事業に遅延が発生することが見込まれる場合、発注者は、受注者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。又、かかる住民反対運動若しくは訴訟又は発注者が行う業務による周辺環境の悪化等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、発注者がこれを負担する。

(本事業用地の安全対策)

第54条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類及び設計図書に従い、工事現場における安全対策を実施する。施工業務に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、受注者がこれを負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

(工事材料の品質及び検査等)

第55条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において工事監理業務にあたる者の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監理業務にあたる者の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(発注者の立会い及び工事記録の整備等)

第56条 受注者は、設計図書において発注者の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において発注者の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前各項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、発注者が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、発注者に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受

(発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付)

第59条 発注者は、受注者から前条に基づく工事完成届（前条第4項の規定に基づき、検査済証及び試運転等の結果に関する書面の写しを添付することを要する。）を受領した場合、受領後14日以内に速やかに受注者の費用負担（第3項の規定により破壊された部分の復旧に要する費用を含む。）により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

2 完成確認の方法は、次の各号に記載のとおりとする。

(1) 発注者は、受注者の立会いのもとで、完成確認を実施する。

(2) 完成確認は、本事業関連書類及び設計図書との照合により、これを実施する。

(3) 受注者は、機器、器具、備品等の取扱いに関する発注者への説明を実施する。

3 完成確認を実施する際、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、新施設を最小限度破壊して確認することができる。

4 前各項に規定する完成確認の結果、新施設の状況が本事業関連書類及び設計図書の内容に適合していないことが判明し完成確認の結果が不合格となった場合、受注者は、発注者の指示に従って是正及び手直し等を行わなければならない。受注者は、かかる是正及び手直し等を行ったときは、当該是正部分について完成確認と同様の手続により、再度完成確認を受けなければならない。

5 発注者は、完成確認の結果、新施設が本事業関連書類及び設計図書の内容を満たし、発注者が施設の運営を開始することが可能であると判断した場合には、受注者に対して遅滞なく完成確認合格書を交付し、発注者は新施設の引渡し及び所有権移転を受ける。

第4節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第60条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を実施し、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「工事監理業務を実施し、」を「工事監理業務を工事監理企業をして実施させるものとし、」とする。

2 工事監理業務に着手する前に、工事監理業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

3 工事監理業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、統括管理水準書及び、年度管理計画書、工事監理業務に係る年度業務計画書並びに及び設計図書に定めるスケジュールに従い、工事監理業務を実施しなければならない。

5 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、施工業務につき、工事監理状況に関する報告書を作成し、これを毎月の翌月5日（土、日、休日の場合は次の開庁日）を目処に発注者に提出し、報告を行わなければならない。又、発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者に施工業務に関する事前説明及び事後報告を求めることができる。

(工事監理者の設置)

第61条 受注者は、施工業務の開始予定日までに、工事監理者を設置し、発注者に対してその名称を通知し、工事監理業務を行う。ただし、~~工事監理者が属する企業工事監理業務にあたる者~~は、施工業務にあたる者と同一の者又は相互に資本面における関連（一方の企業が他方の企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。）若しくは人事面における関連（一方の企業の代表者又は役員が他方の企業の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）のある者であってはならない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「工事監理者を設置し、」を「工事監理企業をして工事監理者を設置させ、」とする。また、「工事監理業務を行う。」を「工事監理企業及び工事監理者をして工事監理業務を行わせる。」とする。

- 2 受注者は、工事監理者をして、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法（昭和25年法律第202号）に従い、発注者に対して、施工業務につき、工事監理を行わせる。
- 3 工事監理者の設置は、すべて受注者の責任及び費用負担において行い、工事監理者の設置並びにその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者がこれを負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

(工事材料の検査)

第62条 設計図書において工事監理業務~~にあたる者~~の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について、検査（確認を含む。）を行わなくてはならない。

第5節 解体業務

(解体業務の実施)

第63条 受注者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、解体業務を実施し、解体業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 解体業務に着手する前に、解体業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 解体業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、統括管理水準書~~及び~~、年度管理計画書、解体業務に係る年度業務計画書~~並びに~~~~及び~~解体設計図書に定めるスケジュールに従い、解体業務を実施しなければならない。
- 5 解体業務のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは受注者がその責任においてこれを定める。

(解体業務の進捗状況の確認)

第64条 受注者は、発注者に対し、毎月1回以上、解体業務の進捗状況の説明及び報告を行わな

ればならない。

- 2 発注者は、本事業関連書類に基づき解体業務が実施されていることを確認するために、受注者に事前に通知した上で、随時、受注者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、前項に規定する説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 発注者は、前各項に基づき説明及び報告等を受けたときは場合、その内容に指摘事項がある場合にはときは、適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べるることができる。

(解体設計図書の提出)

第65条 受注者は、解体業務の設計完了（解体の順序等にあわせて全体設計、各棟の設計等を分けて進めている場合は、それぞれの設計が完了した時点をいう。以下第3項において同じ。）後速やかに、解体設計図書を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項に基づき受注者より提示された解体設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、受注者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。受注者は、発注者からの指摘により、又は自ら解体設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該解体設計図書の修正を行い、修正点について発注者に報告し、その確認を受けなければならない。解体業務の設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 3 受注者は、第1項の発注者の確認を受け、解体業務の設計が完了した場合は、速やかに、発注者の完成確認を受けなければならない。

(解体設計図書の変更)

第66条 発注者は、解体業務の工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、受注者に対して、落札者の提案の範囲を逸脱しない限度で、解体設計図書の変更を求めることができる。受注者は、発注者から当該変更要請を受けた日から14日以内に、発注者に対して、かかる解体設計図書の変更に伴い発生する費用、事業期間又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、解体設計図書の変更を行うことはできない。
- 3 第1項により発注者が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、第22条に準じて取扱う。

(解体業務の工事)

第67条 解体業務の工事において、第51条から第54条までの規定を準用する。ただし、第51条第1項中「着工前提出書類」とあるのは「解体工事着工前提出書類」と、「施工業務の開始予定日」とあるのは「解体業務の開始予定日」と、同条第2項中「施工業務中提案書類」とあるのは「解体工事中提案書類」と、第52条から第54条までの規定中「施工業務」とあるのは「解体業

務の工事」と読み替える。

(発注者による説明要求及び解体現場立会い)

第68条 発注者は、解体業務の工事の進捗状況について、随時、受注者に対して報告を要請することができ、受注者は、発注者の要請があった場合には、速やかに、発注者に対してかかる報告を行わなければならない。又、発注者は、解体設計図書に従い既存施設が解体されていることを確認するために、既存施設の解体について、受注者に事前に通知した上で、受注者に対して立会い確認を求めることができる。

2 発注者は、解体業務の工事開始前及び解体業務の工事中、随時、受注者に対して質問をし、解体業務の工事について説明を求めることができる。受注者は、発注者からかかる質問を受領した後速やかに、発注者に対して合理的な説明を行わなければならない。発注者は、受注者の説明内容が合理的でないと判断した場合には、受注者との間でこれを協議することができる。

3 発注者は、受注者に対する事前の通知を行うことなく、随時、解体業務の工事に立ち会うことができる。

4 前各項に規定する報告、説明又は立会いの結果、発注者が、既存施設の解体状況が本事業関連書類又は解体設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。

(受注者による完成検査)

第69条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、完成検査を行う。なお、解体順序等にあわせて合理的な頻度で行うこと。

2 受注者は、発注者に対して、受注者が前項の検査を行う14日前までに、これらの検査を行う旨及びその予定日を通知する。

3 発注者は、第1項の検査に立ち会う。ただし、発注者はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。

4 受注者は、第1項の検査においては、本事業関連書類及び解体設計図書を満たしているか否かについて、発注者が相当と認める方法により検査しなければならない。受注者は、第1項の検査結果を、速やかに検査の結果に関する書面の写しを添えて工事完成届とともに発注者に報告する。

5 受注者は、工事完成届のほか、本事業関連書類の定めるところに従い、解体工事竣工時提出書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

(発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付)

第70条 発注者は、受注者から前条に基づく工事完成届（前条第4項の規定に基づき、検査の結果に関する書面の写しを添付することを要する。）を受領した場合、受領後14日以内に速やかに受注者の費用負担により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

2 完成確認の方法は、次の各号に記載のとおりとする。

(1) 発注者は、受注者の立会いのもとの、完成確認を実施する。

(2) 完成確認は、本事業関連書類及び解体設計図書との照合により、これを実施する。

- 3 前各項に規定する完成確認の結果、本事業関連書類及び解体設計図書の内容に適合していないことが判明し完成確認の結果が不合格となった場合、受注者は、発注者の指示に従って是正及び手直し等を行わなければならない。受注者は、かかる是正及び手直し等を行ったときは、当該是正部分について完成確認と同様の手続により、再度完成確認を受けなければならない。
- 4 発注者は、完成確認の結果、本事業関連書類及び解体設計図書の内容を満たしていると判断した場合には、受注者に対して遅滞なく完成確認合格書を交付し、引渡し~~及び所有権移転~~を受ける。

(解体業務の工事監理)

第71条 受注者は、本事業関連書類に従い、解体業務の工事監理につき、工事監理状況に関する報告書を作成し、これを毎月の翌月5日（土、日、休日の場合は次の開庁日）を目処に発注者に提出し、報告を行わなければならない。又、発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者に解体業務の工事監理に関する事前説明及び事後報告を求めることができる。

(工事監理者の設置)

第72条 受注者は、解体業務の工事開始日までに、工事監理者を設置し、発注者に対してその名称を通知し、解体業務の工事監理を行う。ただし、~~工事監理者が属する企業解体工事の工事監理にあたる者~~は、解体業務の工事にあたる者と同一の者又は相互に資本面における関連（一方の企業が他方の企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。）若しくは人事面における関連（一方の企業の代表者又は役員が他方の企業の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）のある者であってはならない。

- 2 受注者は、工事監理者をして、建築基準法及び建築士法に従い、発注者に対して、解体業務の工事監理につき、工事監理を行わせる。
- 3 工事監理者の設置は、すべて受注者の責任及び費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者がこれを負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

第6節 移転業務

(移転業務の実施)

第73条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自己の責任及び費用において、移転業務を実施し、移転業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 移転業務に着手する前に、移転業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 移転業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、統括管理水準書**及び**、年度管理計画書、移転業務に係る年度業務計画書**並びに及び**設計図書に定めるスケジュールに従い、移転業務を実施しなければならない。

5 受注者の責めに帰すべき事由により、梱包又は搬送等に際し、搬送対象品等を損傷した場合、受注者は自己の費用で損傷前の原状に回復することを要する。ただし、原状回復が不可能な範囲及び原状回復が完了するまでの間に発注者に生じた損害がある場合、発注者は受注者に対し、原状回復請求に代えて、又はこれに加えて、損害賠償を請求することができる。

(仮設建築物等における備品等の調達・設置)

第74条 受注者は、自らの責任及び費用負担において、既存施設と同等の業務を可能とするため、備品リストに示す内容（品目、数量、使用等）と少なくとも同等以上の備品等を調達し、仮設建築物等に設置しなければならない。

(完成検査及び完成確認)

第75条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、完成検査を行わなければならない。

2 発注者は、受注者の費用負担により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

第7節 備品調達業務

(備品調達業務の実施)

第76条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自己の責任及び費用において、備品調達業務を実施し、備品等調達業務に関する一切の責任を負担する。

2 備品調達業務に着手する前に、備品調達業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

3 備品調達業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、統括管理水準書**及び**、年度管理計画書、備品調達業務に係る年度業務計画書**並びに及び**設計図書に定めるスケジュールに従い、備品調達業務を実施しなければならない。

(備品等の調達・設置)

第77条 受注者は、備品リストに示す内容（品目、数量、使用等）と少なくとも同等以上の備品等を調達し、新施設に設置しなければならない。

2 前項に基づき設置された備品等については、発注者への新施設の引渡しと同時に引渡し、その所有権を発注者に移転しなければならない。

(完成検査及び完成確認)

第78条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、完成検査を行わなければならない。

(契約代金の返還)

第85条 発注者が、年度業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを受注者に対して通知した場合、受注者は発注者に対して、当該虚偽記載が認められれば発注者が別紙6の規定に基づき減額し得た契約代金額を速やかに返還しなければならない。

(第三者による代理受領)

第86条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第82条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約代金の不払いに対する事業中止)

第87条 受注者は、発注者が第82条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第7章 契約不適合責任

(発注者の責任)

第88条 発注者は、説明要求、立会い、完了確認又は完成確認合格書の交付等を理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、受注者は、これを理由として、本事業契約上の受注者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。受注者は、完了確認又は完成確認合格書の交付等を理由として、新施設について次条に規定する契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(契約不適合)

第89条 発注者は、引き渡された成果物又は新施設が性能、種類又は品質に関して本事業契約の内容（設計図書及び落札者の提案の内容を含む。）に適合しないもの（要求水準未達のみならず、落札者の提案に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) **契約本事業**の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、新施設の引渡しを受けた日（棟ごとに引渡しを受けた日が異なる場合は、それぞれの引渡しを受けた日をいう。以下本条において「新施設の引渡日」という。）から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は本契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合がメーカーによる保証又は落札者の提案に基づく保証があるものについて生じた場合において、当該保証の期間内であるときは、この限りでなく、発注者は、請求等を行うことができる。
- 5 前各項にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、発注者による完成確認の際に、直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、新施設の引渡日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。なお、受注者がその契約不適合のあることを知っていたとき、若しくはその契約不適合がメーカーによる保証若しくは落札者の提案に基づく保証があるものについて生じたとき、又は要求水準書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 発注者が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 発注者は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 発注者は、新施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 12 契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は、これを新

基本設計図書、実施設計図書、及び新施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

５６．着工前提出書類

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「着工前」の欄に記載されている書類をいう。

５７．施工業務中提出書類

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「施工業務中」の欄に記載されている書類をいう。

５８．竣工時提出書類

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「完成図書」の欄に記載されている書類をいう。

５９．工事監理者

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第４項に規定する工事監理をする者をいう。

６０．解体設計図書

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体業務における設計業務（設計完成時）」の欄に記載されている書類をいう。

６１．解体工事着工前提出書類

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体工事着工前」の欄に記載されている書類をいう。

６２．解体工事中提出書類

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体工事中」の欄に記載されている書類をいう。

６３．解体工事竣工時提出書類

「要求水準書 別添資料１６ 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体工事完成図書」の欄に記載されている書類をいう。

６４．備品リスト

本事業関連書類に基づき受注者が作成し、県に引き渡すこととされている備品のリストをいう。

６５．ＰＦＩ法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）をいう。

６６．法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。